

## 令和7年4月1日付け人事異動方針

- 1 ふるさと納税寄附金を含むシティプロモーションの取組を強化するため、これまでのもてなし課をもてなし課と観光商工課に再編し、人員配置の充実を図る。
- 2 市税の徴収強化の更なる推進のため、県税職員OBを任期付職員として採用するとともに、市民の利便性向上のため、国民健康保険税の収納担当を保険年金課に配置する。
- 3 国の水産基本計画と一体となって三浦市水産業の更なる発展のため、水産庁との人事交流を継続する。
- 4 若手職員については、能力・資質の向上、業務適性の把握を図るため、人事異動の標準的な期間を原則2年として、勤務年数・在課年数を考慮した計画的な配置転換を行う。
- 5 在課年数が長期となる職員については、組織の活性化や新たな分野の経験により職員個人の成長を促すため、積極的な配置転換を行う。